

## 議案第91号

富士見市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市災害見舞金支給条例（昭和44年条例第32号）の一部を改正する条例を  
別紙のとおり制定する。

平成28年11月29日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

災害見舞金の増額等を行うため、富士見市災害見舞金支給条例の一部を改正したい  
ので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例

富士見市災害見舞金支給条例（昭和44年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100,000円」を「120,000円」に改め、同項第2号中「30,000円」を「40,000円」に改め、同項第3号中「80,000円」を「100,000円」に改め、同項第5号中「10,000円」を「40,000円」に改め、同項第6号中「20,000円」を「50,000円」に改める。

第4条第2項を削り、同条第3項中「第1項第1号」を「前項第1号」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条の見出しを「（支給の手続）」に改め、同条第1項中「届け出なければならない」を「申請しなければならない」に改め、同条第2項中「届出」を「申請」に改める。

第6条第2号中「届出」を「申請」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富士見市災害見舞金支給条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、平成28年8月22日（以下「適用日」という。）以後に生じた災害により被害を受けた者に対する災害見舞金の支給について適用する。

（災害見舞金の内払）

2 この条例による改正前の富士見市災害見舞金支給条例の規定に基づいて、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に生じた災害につき支給された災害見舞金は、新条例の規定による災害見舞金の内払とみなす。